

## 死刑執行に関する会長声明

2008年4月10日に、東京拘置所および大阪拘置所において合計4名の死刑が執行された。死刑執行はこの半年間の間に10名にのぼり、近年では連続したもので、誠に遺憾である。

2009年5月からは裁判員裁判制度が開始され、死刑判決が予想される重大事件に一般の国民が深く関与することになる。

また、裁判における判決も、近年は重罰化の傾向にあり、2006年、2007年と2年連続して40名以上の被告人に対して死刑判決がなされ、これまでに未執行の死刑確定者は100名を超えている。

今後も大量の死刑執行がなされる可能性が高い。

我が国の死刑制度の実情としては、4つの死刑確定事件(免田、財田川、松山、島田事件)について再審無罪判決が確定しているように、死刑判決にも過去に誤判があった事実もある。佐賀県においても、2005年5月に、死刑求刑の被告人に対して無罪判決があった(いわゆる「北方事件」、2007年3月に控訴審で無罪確定)。

北方事件は、えん罪ではあるが、死刑判決の可能性もあった。

死刑制度は、誤判の場合、死刑執行後に再審が不可能となることや、人権保障の観点から長く廃止が議論されている

国際的な流れとしては、死刑廃止条約が1989年12月15日の国連総会で採択され、1997年以降は、毎年、国連人権委員会が「死刑廃止に関する決議」を行い(2006年からは改組された国連人権理事会)、日本等の死刑存置国に対して、人権保障の観点から、死刑執行の停止を求めている。

さらに、2007年12月には、国連総会本会議において、すべての死刑存置国に対して、死刑執行の停止を求める決議が圧倒的多数で採択され、また同年12月時点では、死刑廃止国が135か国、存置国が62か国となり、死刑制度の廃止が国際的な潮流となっている。

国連の拷問禁止委員会も日本政府に対して、死刑の執行を速やかに停止することを勧告している。

日本弁護士連合会は、死刑制度の問題点や、国際的な流れを受けて、2002年11月に、「死刑制度問題に関する提言」を公表し、一時的に死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法を制定し、その間に死刑制度の是非の議論を国民的に行うことを提案している。

当会は、政府に対して、死刑制度について、国民の間で議論を尽くし、議論が整理されるまでの間、死刑の執行を停止するよう、強く要請する。

2008年(平成20年)4月17日

佐賀県弁護士会会長 浜 田 愼